



様式第1号

令和2年7月17日

真庭市議会

議長 古南源二 殿

真庭市議会議員 緒形 尚



調査研究、研修会、要請・陳情活動届

政務活動費を使用して、下記のとおり研究、調査等を行いますので届けます。

記

1 区 分 調査研究  研修会 要請・陳情活動

2 訪 問 先

2020年7月20日 13:30~16:30

岡山国際交流センター

3 内 容

自治体議会特別セミナー in 岡山

4 行 程

自家用車にて

参加者 緒形 尚  
谷本 彰良

5 事務局から訪問先への依頼

必要

不要

(注) 複数の議員で実施する場合、代表者の届けでよいが、参加議員名簿を添付すること。





様式第2号

# 報告書

令和 2年11月23日

真庭市議会議長 古南 源二 殿

報告者 真庭市議会議員 氏名 緒形 尚  
谷本 彰良



下記のとおり政務活動費を使用して 調査研究・研修会・要請陳情活動をいたしましたので、その結果を報告いたします。

1	日 時	自 令和 2年 7月20日 (午前・午後) 11時00分 至 令和 2年 7月20日 (午前・午後) 18時00分
2	場 所	岡山市北区奉還町二丁目二番一号 岡山国際交流センター5階会議室
3	用 件	新人からベテランまで! 自治体議会特別セミナーin岡山 「議員の資質向上と政務活動費活用策」 講師 自治体会議研究所 高沖 秀宜氏
4	概 要	I 議会の役割・機能 議会の根拠は・・・? 憲法93条、議事機関として議会を設置する。⇒ 審議する、熟議、審議する 機関であり、住民の代表機関であり、議決機関であるとされる。合議制の住



報告書（継紙）

民代表機関であるから、多様な民意の反映が求められており、議会は、いかに「民意」を反映できるかが大きな課題とされる。

議決機関としての議会の権能は、地方自治法（第96条第1項）の議決権が最も基本的で本質的であり、条例の制定や予算の議決など、議決によって自治体の意見が決定される。

長その他の執行機関の事務執行に対し、これを監視する機能、それぞれ直接住民を代表する機関である議会を長が、相互の牽制と均衡の関係に立つという考えに基づくもの、憲法上いわゆる「二元代表制」が要請され、自治体の行政全般にわたる監視機能を果たすことが求められる。

議事機関としての審議・議決・議案提出を通じ、政策形成機能を担う。議員及び委員会の議案提出権、議案に対する修正の動議、専門的事項に係る調査、条例の制定改廃や予算の議決権等がある。

※議会の審議における政策提案等、地方分権が進展し、自治体の自己決定の領域が拡大する中、議会の政策形成機能の一層の発揮が求められているが・・・  
現状、あまり政策形成機能は発揮されていない？ 議員も、政策形成機能にあまり関心がないのが現状だ！

予算の決定権を持っているが、戦略として活かしていない（予算の決定権を認識すること）

監視するだけではダメ！ きちんと事業をやっているか？ 検証し成果を確  
認すること！

改めて、議会の役割・機能について考えさせられた。

## II 議員の役割・資質

住民の「代表」について、議会基本条例で規定している場合が多い。

議員力とは、市民の立場から様々な問題点や課題を捉え、それらを解決するために備えておくべき議員としての能力、すなわち審議能力、監視能力、政

## 報告書（継紙）

ために備えておくべき議員としての能力、すなわち審議能力、監視能力、政策形成能力、政策立案能力などである。

議会力とは、二元代表制の一翼を担う議会として、市民の負託と信頼に応えていくために備えておくべき機能、すなわち意思決定機関として機能並びに執行機関に対する監視機能、政策立案機能など、原則的かつ総合的な機能である。

議員力は100点でも議会力は・・・ 議会基本条例に謳っているが、活用されていない議会が多い。

議員に求められる資質に「専門性」がある。特定の分野に関する高い専門的知見を有していることで、地域の政策課題を的確に把握し、必要な情報収集を行いながら、議会において政策提言・政策立案を行うことや、合議体の議会において、意見集約し合意を得るための調整能力も専門性に含まれる考え方もあるが、監視機能や政策形成機能等の議会機能を一層発揮していくためには、議会として議員の専門性を高めるための研修等を絶えず行うとともに、公聴会や参考人制度等の活用を図りながら、議会の専門性を高めていくべきである。

### Ⅲ 政務活動費活用策

まず、政務活動費とは何か？ 議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することができるとしている。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額面及び交付の方法あるいは経費の範囲等は、条例で定めることになっている。

議長は、地方自治法の中で政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとなっている（毎年、見直すことも必要ではないか）

※議員は政務活動をどんどんやるべきで、年度末に返還することは活動をしていないことと同じであり、有効に使用することが重要である。また、調査研究に付随する活動に使用すべきである。例えば、新聞の購読費用などはどうなのか？（真庭市議会では2紙以上の場合に認めている）

本質は、調査研究であることを再確認すること。どの範囲までにするかは、

報告書（継紙）

議会が条例で定めれば良く、調査研究本来の意義からは範囲の対象を、間口を絞って考えるべきであると感じた（調査研究に絞るべきである）

※政務活動費の在り方（大森彌説）「議員NAVI」Vol. 4 5

政務活動費における「政務」の意味を、議会会派による政策の立案・決定・提言の機能に引き寄せて解釈し、その機能が適正に発揮される方向で政務活動費の使途を転換する ⇒ 使途の拡大ではなく質の充実強化が必要である。

IV 政務活動費の適正な運用

使うことは目的ではなく、議員活動の成果をあげるための支援措置であり、何のために使うかの認識が十分ではない？

住民福祉の増進のため、どのような議員活動を行うべきかが先決であり、議員にその心構えがあるかどうか？ 政務活動費の議員研修の徹底が必要。

収支報告は、会計報告だけではなく活動の成果報告である。使うだけではダメで、住民にその成果を示すことが必要である。成果報告書も合わせて作成することが望ましい。議員活動を積極的に行うことが前提であり、本会議の質問や委員会調査、住民意見の把握や行政問題に対する解決策の模索などの政務活動にどのように活用するか？ 活用した実績は議員に立証責任があり、住民を納得させることが重要になってくる。

「第2の報酬」ではなく、政策立案・提言機能を発揮するための使途を制限するべきではないか！ 議員の在り方、議会の在り方が改めて厳しく問い直されることになるかもと感じた。